

会議の公開等について

1. 地域包括支援センター

センターは、市町村が設置した運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することとされている。

(介護保険法施行規則第 140 条の 52 第 4 号)

2. 地域包括支援センター情報の公表

センターは、地域で生活する高齢者やその家族等の身近な相談機関として、その業務内容や運営状況等を幅広く周知することにより、センターの円滑な利用やその取組に対する住民の理解が促進されることから、市町村はセンター事業内容や運営状況に関する情報を公表するよう努めることとされている。

(介護保険法第 115 条の 46 第 10 項)

3. 議事録の取り扱い

- (1) 会議の要点を筆記した議事録を作成するものとする。
- (2) 議事録は、委員長が承認し確定するものとする。
- (3) 確定した議事録のうち、主な意見について、発言者等特定できる部分を除いて、市ホームページで公開するものとする。

なお、坂出市情報公開条例に基づく議事録の情報開示請求があった場合については、同条例に基づき請求者に開示するものとする。